

令和 2 年 5 月 11 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03327

研究課題名(和文) 日本統治時期台湾における司法を通じた慣習批判と台湾社会の抵抗

研究課題名(英文) On the critical sight of judges to Taiwanese custom and resistance of Taiwanese to this sight in the Japanese colonial period

研究代表者

後藤 武秀 (GOTO, TAKEHIDE)

東洋大学・法学部・教授

研究者番号：90186891

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：日本統治時期の台湾において、家族や土地に関する慣習には極めて根強いものがあった。統治当局は慣習の尊重を法令上謳ってはいたが、日本人裁判官は裁判の過程で好ましくない慣習を公序良俗違反として否定し、あるいはこれに批判的な見解を示した。このような裁判の場における対処によって慣習は徐々に変化していったと考えられるが、実際には、当時の台湾の人々は形を変えながらこれを存続させよつとしていった。一夫一妻多婦制度についてみると、日本人の裁判官たちの批判的な見解の開陳にもかかわらず、いくつかの族譜において妾制度が減少していないことが判明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本統治時期の台湾において、領有当初に発布された六三法の下で特別統治主義が採用されたことにより、慣習の存続が認められた。その後、法三号実施に伴い日本内地法直接適用へと転換されたが、家族、祭祀公業、合股の慣習は従来通り存続が認められた。従来の研究では、このような統治原則の転換にもかかわらず慣習が維持されたと解されてきた。ところが、裁判の場では好ましくないと考えられた慣習は批判され、拒否されることもあった。台湾の人々は批判された伝統的慣習を形を変えながら維持していったことを族譜などの資料を基に明らかにした。これは従来の見解を修正する意義を有する。

研究成果の概要(英文)：In the Japanese colonial period of Taiwan, the custom on land and family had already deeply rooted. Although the colonial authorities legally claimed to respect the custom, the Japanese judges showed critical sight or denied to judge the unfavorable custom as violation of public order and morality in the judgements. It was believed that the custom might change gradually in order to cope with this kind of court. However the Taiwanese people actually tried to sustain the custom while changing its form. Looking from the custom on one husband one wife, even many of the Japanese judges showed critical sight on this marriage form, through analyzing several genealogical records, it was clear that the number of this marriage form did not decrease in the Japanese colonial period.

研究分野：法制史

キーワード：慣習法 一夫多妻制 妾 祭祀公業 族譜

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

#### (1) 法制度上の慣習に対する考え方

日清条約により 1895 年から台湾統治を開始した台湾総督府当局にとって、台湾にいかなる法を適用するかという問題は、台湾統治の成否にかかわる重要問題であった。言語はもとより文化も風俗も異なる植民地台湾に日本内地の法を導入することは台湾住民の混乱と反発を招くことが必至であることから、政府は 1896 年に六三法を制定して、台湾総督に現地の特種事情を斟酌することのできる広大な立法権を付与した。慣習が関係する民事事件の処理に関しては、1895 年に台湾住民民事訴訟令を發布し、「審判官八地方ノ慣例及条理ニ依リ」訴訟を処理することとした。慣習に基づく判決というこの方針は民政時期に入っても踏襲され、1898 年の律令において「本島人」と称された台湾人には日本内地法ではなく慣習を適用することとされた。

しかし、慣習それ自体の確認が容易ではなく、慣習の内容をめぐる争いも多数生じたことから、総督府は慣習の立法化を試みた。その結果、臨時台湾旧慣調査会において、同族による出資を中心とする営業組織である合股、土地所有と祖先祭祀が結合した財産である祭祀公業、親族相続の 3 項目について草案が作成された。しかし、1921 年に日本内地法の直接適用を原則とした法三号が制定されたことにより、慣習立法の試みは頓挫した。とはいえ、台湾固有の慣習は日本内地法と相容れるものではなく、しかも台湾人のアイデンティティにかかわるものであるだけに、その保存が求められ、総督府評議会においてこれらの慣習を日本内地法の適用除外例とすることが決まった。

#### (2) 裁判の場における慣習の改変

このような過程に見られるように、台湾人のアイデンティティにかかわる慣習は、台湾統治の全時期を通じて一貫して尊重された。しかし、裁判の場では決してそうではなかった。「領台二十五年、判例八慣習ヲ生シ、慣習八更ニ慣習ヲ生シ」(『台湾総督府覆審高等法院判例第 1 巻』72 頁)と裁判で謳われ、あるいは「旧慣は年と共に社会の実情に遠ざかり、民法に倣った新なる慣習が逐次実生活の上に醸成せられ、法院も亦此間の実情に即して民法の規定を条理として適用せんとする趨勢にある」(『親族相続祭祀公業に関する全島座談会』1 頁)と言われるように、台湾領有の進展に伴い慣習が裁判の場で改変されていった可能性は非常に高い。

#### (3) 従来の研究

慣習の改変がどのように行われてきたかという関心から、これまで研究を行ってきた。その結果、第 1 に、祭祀公業に関しては、死亡した享祀者が公業と呼ばれる土地の所有権者であるという台湾固有の慣習的理解は、生者のみが所有権主体となりうるという近代法の所有権概念にこれを適応させるために、裁判所は祭祀公業を慣習法上の法人と位置付け、派下と呼ばれる享祀者の子孫たちの共同所有財産と解した。このような操作を経て、伝統的に存在してきた祖先祭祀とそのための資金提供源である土地の結合した台湾固有の土地所有形態は近代法の枠組みの中に組み入れられ、法的な処理が可能となった。第 2 に、主として同族の出資による営業組織である合股は、台湾特有の組織であり、合股に負債がある場合は、慣習法上、出資者である股東の個人責任において処理することとされた。しかし、個人責任であると、合股の債権者は十分な保護を与えられない可能性が大きいことから、裁判所は合股を慣習法上の法人と認め、さらに複数の股東は連帯して合股外部の債権者に対して連帯責任を負うと解した。判決の中で、取引の安全及び第三者の保護を目的として慣習法を改変したのである。そして第 3 に、家族に関しては、台湾社会で認められてきた複数妻制度(実際には妻は 1 人であり、他は妾であるので、正確には一夫一妻多婦制度と言うべきであるが、一般に一夫多妻と称されているので、一般的な表現に従い複数妻制度と記す)についての改変である。正妻以外の夫人である妾は慣習法上容認されてきた存在であり、妻に準じる身分であったが、裁判所は妾の存在自体が日本内地法の一夫一妻制度に反するものであることから、批判的な見解を多く示して来た。とはいえ、慣習の尊重という原則から妾の制度それ自体を否定することはできなかったが、妾の意思による離婚を認めるようになった。これにより、妾はいつでも離婚することのできる権利を獲得し、伝統的な複数妻制度が解体へと向かう 1 つの契機を提供した。また、嫁入り時に新婦に同伴することが許され、婦に仕えつつ終生自由を奪われた女性であるサバイカンの慣習については、女性の自由を剥奪することが公序良俗に違反する行為であるとして、これを無効とした。サバイカンの慣習そのものを否定したのである。

以上に見たように、従来の研究により法制度上は台湾の慣習の保護が謳われてはいたが、実際には裁判の場で慣習に大幅な改変が加えられ、あるいはまた慣習そのものを否定して保護しないことが行われた。このような方策が、日本内地法に採用された近代法の方向へと向かう契機の 1 つとなったと解してきた。

### 2. 研究の目的

上述したように、慣習の変更、改変が裁判の場で行われており、それが近代法へと向かう契機の 1 つになったと解されてきたが、はたしてそのような方向性、換言すれば台湾社会に根付いてきた慣習を改変し、または否定する方向性は、台湾社会にどのように受容されていったのであろうか。それとも、表面的には判決に従いながらも別の形をとって慣習が生き残っていったのであろうか。この問題を考えるうえで参考になるのは、合股に関する研究である。合股は、日本内地商法の導入に伴って、株式会社の形式を採用することとなったが、実際にはそれは形だけであり、当時の商法第 1 条の慣習を活用することによって、同族による出資と経営という実態は変化することがなかった。これがその後の台湾における同族会社の起源ともなっていたのであった。

合股の事例にみられるように、形を変えながらも慣習的に存在してきた制度が存続していったのであるから、他の慣習的制度についてもまた存続していったのではないかと推測される。すなわち、台湾の慣習は、裁判所によって変遷または否定されることがあったにもかかわらず、形を変えながら近代法の枠組みの中で存続していったという仮説を提示することができる。この仮説の当否を検証し、慣習変遷の実態を解明することが本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

研究の方法は、どの慣習を対象とするかによって異なる。関連する資料に違いがあるからである。まず、家族に関する慣習の変遷について検討する際に、従来法制史研究において使用されたことがないが、台湾の図書館などに豊富に収集されている族譜を分析し、家族構成員がどのように変化してきているか、あるいは変化していないかを調査することである。特に、妾と考えられる存在が、裁判所の批判的見解が提示されて以降、また日本統治の進展に伴って日本の一夫一妻制度が知られるようになってから、族譜の中でどのように取り扱われているかを調査することである。妾ではなく形を変えて養女として迎え入れているのではないかという推測も成り立つが、これについても検討してみる必要がある。

次に、本研究の今1つの対象である祭祀公業の変遷については、戦後、祭祀公業の財団法人化が進められるようになったが、それに伴って祭祀公業の内部組織等がどのように変遷したのかを検討することが必要である。また、財団法人化は日本統治時代から進められつつあったのかどうかについても検討していく必要がある。そのためには、今日に残る祭祀公業の訪問調査が求められる。祭祀公業はその内部に問題を抱えているものが多数あり、とりわけそれが収益の分配、借入金の処理など金銭にかかわる問題であるだけに調査を進めることは困難が予想されるが、台湾の知友らの助力を得てこれを進める。

### 4. 研究成果

#### (1) 家族に関する慣習の変遷

##### 陳悦記族譜の研究

陳悦記族譜は、祭祀公業陳悦記として知られる陳家の200年余にわたる世代の族譜である。台北市老師里に今も子孫が居住している。本族譜においては、妾という名称は使用されていない。男子に配されたすべての夫人が同格で妣と記されている。正妻と妾の名称上の差異は認められない。本族譜では妣は死去した女性に対して用いられた名称であると考えられる。幸い、本族譜ではほとんどの妣について、その生年と没年が記載されているので、1人の夫の配偶として複数記されている妣が正妻であるのか、それとも妾であるのかについて判断することができた。すなわち、夫の死後、複数の妣が存命である場合、少なくとも一方は妾であることが妥当であるからである。本族譜の調査により、陳一族では初代が台湾に移住して以来、少なくとも40件以上の妾が存在していたことが判明した。それが年代の経過とともにどのように変化していったか、特に日本統治の進展に伴って変化したかどうかを検討した。日本統治時代に妾を有した事例は複数あり、妾の習慣が維持されていたことが明らかであるが、これが日本統治の進展に伴って変化したかどうかを見るために、妾を有した男子の婚姻年齢を推定した。その結果、1918年、1924年、1938年ごろに婚姻した男性の族譜記事に妾と推定される女性が配されていることから、日本統治の終了時期近くまで妾を擁する慣習は維持されていたと判断される。しかし、件数自体は、清朝時代と比べて明らかに漸減している。それが日本統治の進展による影響か否かは判断することができなかった。

##### 陳益源族譜の研究

陳益源族譜は、南投地域の陳家の一つであり、祭祀公業陳益源の管理委員会により初代益源の渡台200年を記念して1976年に編纂されたものである。本族譜の特徴は、編纂日が比較的新しいこともあり、一族の構成員の学歴、職業歴など詳細な履歴が書き記されていることである。また、男子に配された夫人の表記については、妻、後妻という表現のほかに、側室という表現が見られることである。妾という表現は用いられていないので、側室が一般に言う妾であると考えられる。さらに、子については男子だけでなく女子についても詳細に表記しており、それが誰の子であるか、すなわち正妻の子であるか側室の子であるかについても表記されている。このような族譜は他に類例を見ない。本族譜において側室との表記のある事項について検討した結果、1895年生まれの男子が1920年生まれの側室を設けている。この側室は1950年に死亡しているため、戦後の中華民国時期になってもなお側室としての身分を有していたことがわかる。

##### 銀江李氏族譜の研究

本族譜の李氏は明代に福建省泉州に初代が居住し始め、第15代が台湾新竹付近に移住してきた。本族譜の特色は、上述した陳益源族譜と同様に側室という表記を採用していることである。編纂されたのが1952年であり、比較的新しい時期の編纂であることから、このような表現を採用したのかもしれない。側室は妾のことであると考えるのが最も自然である。日本統治時代に妾として入戸したと考えられる例として、1885年生まれの女性などがいる。最も新しい時期の妾としては、1923年生まれの女性と1924年生まれの女性が妾として入戸しているので、おそらくは1930年代末期から40年代初めにかけての入戸であろうと推測される。死亡年は未記載であるが、戦後の民国時期まで妾として家族内に存在したと考えるのが妥当であろう。日本統治時期に入ってから妾の数が漸減していったかどうかは、側室の記載数が特定の房に偏っており、まったく側室を記載しない房もあることから、数的な面からの分析ができず、十分な理解を得ることができなかった。

## 安平高氏族譜の研究

本族譜は台北淡水付近に初代が移住し、その後内湖付近を開墾した高氏の族譜である。本族譜は、唐代からの一族の様子が記されており、中国大陸から台湾へと至る過程が比較的よくわかるものである。配偶の記載については、いくつかの表現が併用されている。側室、または側という表記もあれば、妾という表記もみられる。夫人は配と表記しているが、再婚の場合再配と記すこともある。もっとも、再配あるいは再娶という表現が使われていても、男子の没後に配及び再配がともに生存している例があることから、再配というのは必ずしも再婚ではなく、妾であった可能性もあるとみななければならない。その意味で、男子に配された夫人がどのような地位にあったかを判断するのは極めて困難である。とはいえ、明らかに妾であると判断される例を見ていくと、1888年に生まれ1950年に死亡した男子に妾と考えられる夫人が配されている。この夫人の没年は1924年である。それ以降、本族譜には妾と考えられる夫人の記載は見られない。したがって、法三号実施のころから妾は存在していないと考えることができる。

### 小括

妾の存在理由として従来言われてきたのは、第1に男子の欲求充足のため、第2に家の存続のために子孫の出生を求めたためであるということであった。第2の存在理由は、男系家族の存続という台湾社会の根源的欲求に基づくものであることから、最も重要な理由とされてきた。しかし、これに加えるに2つの要因を挙げることができる。1つは、男系相続が行われた結果女子には相続財産がなく、離婚して実家に戻った寡婦などは独立して生計を立てる道が閉ざされていたので何らかの形で財産を有する男子に倚寄して生活の道を探る以外に方途がなかったことである。第2に、台湾の慣習として女子は成年に達すると生家の墓地に葬られることができず、嫁ぎ先の墓地に葬られなければならないとされた。したがって、寡婦である場合には葬られるべき墳墓がないことになる。このような事態を回避するために、媒人の世話により妾としての地位を得ることが行われた。本研究において調査した陳悦記族譜、安平高氏族譜には妾としての身分を有したままそれぞれの嫁ぎ先の墓地に葬られたことが数多く記載されている。このような記載は、妾の存在理由として加えた新たな観点を補強するものである。

次に、妾そのものは日本統治の進展に従って漸減しているといえることができる。とはいえ、まったくなくなったわけではなく、安平高氏族譜のように、日本統治が終わり、中華民国の時期になっても妾の地位を維持した例が見られた。

なお、サバイカンに関する慣習は族譜の中には記載されている例を見出すことができなかった。サバイカンは婢女としての性格を有するものであって、家族の一員としての地位が与えられなかったためではないかと思われる。

### (2) 祭祀公業に関する慣習の変遷

これまで祭祀公業に関しては、その組織、役割、財産分配の方法などの説明を課題として、祭祀公業陳悦記、祭祀公業陳懷、財団法人李氏宗祠について訪問調査を行ってきた。本研究においては、祭祀公業の財団法人化がどのようにして進められたか、それはいつごろからか、財団法人としての目的は何かという観点を念頭に置いて調査を進めた。

#### 祭祀公業陳悦記の調査

祭祀公業陳悦記は2000年前後に行った調査の時と同様に台北市老師里に事務所が置かれているが、管理人は全員交替していた。前回調査の時には三進構造をとる居宅が2級古蹟として文化財指定を受けたことにより修復費用を公業の売却財産の一部から支出することについて派下の合意を得ることに苦労したことなど、公業財産と施設の維持が課題とされていたが、20年を経過して別の問題が生じていた。すなわち、財団法人化が1990年代に進められた結果、管理が特定の房の代表者が行う方式から各房から選出された理事の合議によって行われるよう改められ、合意の形成に困難をきたしているという問題である。財団法人化自体は、日本統治時期も民国初期も話題になることはなかったため、単独管理の方式が通常の形式であった。1970年代からの台北市郊外の開発に伴い、中央政府宗教司の指導を受けつつ財団法人化の準備が進められた。基本財産を各派下が拠出するのではなく、公業地の一部を売却してこれに充てることが承認されたことによって財団法人としての認可を得ることができた。政府の方針により2000年代以降、公業地の売却が求められたが、今なお売却できない公業地が相当存在している。特に、一族の宗祠でもある老師里の居宅は老朽化しているとはいえ、今なお10数軒の一族が居住しており、これを処分することは不可能であるし、文化財として公開することもできないでいる。

財団法人である以上は公益性が求められるが、文化財指定を受けた居宅の修復を公益事業としており、実質的に公益性のある社会活動などは行っていない。政府の方針に従って財団法人化を進めたが、陳氏一族の公業という性格を脱してはいないものと考えられる。

#### 祭祀公業陳懷の調査

祭祀公業陳懷は台北市北郊に事務所を有しており、台湾でも有数の大きな公業である。本公業も1970年代の台北市地下鉄計画に際して公業地の一部が車庫になる計画が判明したことから解体が始まった。政府宗教司の指導を受けながら、かつての各房の輪番による輪流管理という方式を改め、財団法人化し、全房の代表者からなる理事会によって運営されることとなった。本公業では公業地の売却益を派下で分配するのではなく、これを原資として事務所を置く管理棟を建設し、さらに売却地にあった一族の墓地を別の公業地に移動させ、ここに広大な宗祠を建設した。このような売却益の処分については財団法人となる前に管理人の判断によって行われ、各房の派下の代表者によって承認を受けた。

財団法人化したことにより、公益性が求められることとなったが、本公業では公益事業としていくつかの事業を営んでいる。第1は幼稚園と託児所の経営である。管理棟の中にこれらの施設を設け、近隣の児童を受け入れている。入所資格は陳氏一族に限られていない点で公益性があるという判断をしている。第2に、台北市内で有名な行天宮に公業地の一部を賃貸しており、そこに行天宮の別院が建設されている。宗教施設である行天宮は特定の一族のための施設ではないとして、これに対する土地の提供は公益性のある事業であり、賃貸収益を得ることは公益性に反する行為ではないと解している。第3に、公業地の一部を国立大学の用地として無償提供している。対象となる土地は管理棟背後の山地であり、農耕地または宅地に適した土地ではないし、一種の慈善事業としての性格も与えられることから無償提供となった。

以上の公益性があると称される事業を見ると、幼稚園、託児所の開設運営は公益事業とみて差し支えないが、他は所有地の維持を目的としているものと解することができる。財団法人化により公業地が処分解体されていき、祭祀公業の本来の姿が消滅することに対する危機意識が今なお派下並びに管理人たる理事の中に根強くあり、可能な限り土地を維持していこうとしていると考えられる。財団法人に付随する公益性と一族の公業地の維持という矛盾した関係の調整がこのような形で行われている好例である。

#### 台湾李氏宗祠の調査

台湾李氏宗祠は、1960年代に財団法人として登記されたものであり、台湾の李氏であれば誰でも参加できるという点で、日本統治時代以前からの祭祀公業とは異なり、まったく新しい形の祭祀公業である。その性格上、むしろ宗親会と分類するほうが適切かもしれないが、本公業の理事たちの認識では李氏一族の祭祀を営むことが第1の事業であるから、祭祀公業と位置付けるのが適切である。本公業は、一般の祭祀公業に認められるような、祖先である享祀者が生前に指定した公業地を有してはいない。李を姓とする者たちが集合し、且つそれぞれが出資して基本財産を形成し、祖先祭祀を主目的とする宗祠を建設したことに始まる。したがって、出発点からして財団法人であり、その主目的が祖先祭祀と李姓一族の団結にあったのである。このような形態は、一般の祭祀公業が解体され財団法人化していく際の一つの好例とされた。

本公業では、李姓一族のための祭祀事業、世界の李氏団体との交流などのほか、公益事業も行っている。第1に、李姓の高齢者のために老齢金を支給している。第2に、李姓の大学生に対して返済不要の奨学金を提供している。そして第3に、救急車、車いすなどを台北市政府に贈呈している。第1と第2の事業は一族のためのものであり、真に公益事業と言えるかどうか疑わしい点があるが、第3の事業は純然たる公益事業である。一族のための事業と純然たる事業を両立させ、これを共に公益事業と解している点で、一般の祭祀公業が財団法人化していく際のモデルを提供しているといえよう。他面において、本公業の営む事業のいくつかは本来国家が行うべきことであり、その意味で同族組織の役割が強化されていっており、個人を中心として成り立つ国家事業から同族組織による事業へという点で、同族組織の復活の典型例とみることもできる。

#### 小括

祭祀公業の財団法人化は戦後、中華民国期に入ってから進められていった。特に祖先によって提供された土地を中心とする財産を持たず、純然たる同姓者の集合体として形成された財団法人を1つの典型的モデルとして、1970年代ころから始まる政府主導の開発を契機として伝統的に存在してきた祭祀公業が解体され財団法人化していった。そこにおいては、財団法人の要件である公益性という観点から、一族全体への福利と一般市民への福利が共存する形で展開された点に特徴があるといえることができる。

#### (3) 比較研究への展開

台湾における家族の中で慣習的に存在してきた一夫一妻多婦制度は、決して台湾だけに見られたのではなかった。中国南部においても存在が確認される。それがどのようなものであったか、換言すれば伝統中国の他の地域と比較することによって台湾における家族の在り方の特徴が見いだせる。そこで、本研究の派生研究として、中国南部のマカオにおける家族についての研究を進めた。マカオは、ポルトガル植民地としての長い経験を有しているが、そこに居住する華人の多くは福建省を出身地としており、その意味で台湾と類似する制度が残存している。幸い、1909年に華人風俗習慣法典が編纂され、20年余りにわたってマカオで実施されたことから、家族構成員の1つである妾についてもうかがい知ることができるので、これを調査研究した。

華人風俗習慣法典には、ポルトガル法とは一線を画する華人の家族に関する慣習が収められている。マカオの商人たち間で妾を擁する慣習が行われていたことから、具体的な規定を設けている。まず、妾を擁することのできる場合について、婚姻中または離婚後に妾を迎えることができるとする(第10条)。婚姻前に妾を有することについては否定的であり、台湾において婚姻前に妾を設けることができたのと対照的である。妾自身がどのような法的地位を有するかについては直接的な規定はないが、妾の産んだ子は妻の産んだ子と同等の法的地位を有することを規定している(第11条)。台湾の族譜において子の記載に関して妻の産んだ子か妾の産んだ子を区別しないのが一般的であることから見て、本条の規定は中国南部、台湾における慣習であると考えられる。妾との関係解消については、離縁、別居の場合に妾に対して財産の分割提供を義務付けている(第12条)。台湾においては聘金の慣習があり、妾またはその実家は妾契約のときに聘金を手にすることができたので、これが生活保障として機能した可能性がある。

マカオの事例は、慣習を法典化したという点で、より具体的に当時の家族に関する慣習を理解するのに好例を提供するものであり、将来の比較研究の基礎資料となるものである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 後藤武秀・ハオ仁平	4. 巻 20
2. 論文標題 一帯一路の一拠点「粵港澳大湾区経済圏」の展開	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 地域文化研究	6. 最初と最後の頁 173～183
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤武秀	4. 巻 52
2. 論文標題 法史学の方法と華南、台湾法史研究の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 東洋大学アジア文化研究所研究年報	6. 最初と最後の頁 205～209
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤武秀	4. 巻 52
2. 論文標題 日本統治時期台湾における妾に関する判決の社会への影響－祭祀公業「陳悦記」族譜の分析を通して－	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 東洋大学アジア文化研究所研究年報	6. 最初と最後の頁 229～240
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤武秀	4. 巻 52
2. 論文標題 一帯一路経済圏構想に見られる中国型アジア秩序とそれを支える血縁ネットワークの復活	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 東洋大学アジア文化研究所研究年報	6. 最初と最後の頁 191～194
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 後藤武秀
2. 発表標題 伝統台湾社会における華人の死生観とその反映としての慣習法
3. 学会等名 地域文化学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 後藤武秀
2. 発表標題 習慣と法律、台湾日本與西方經驗的交織
3. 学会等名 台湾法律史学会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 後藤武秀
2. 発表標題 一帯一路經濟圏構想に見られる中国型アジア秩序とそれを支える血縁ネットワークの復活
3. 学会等名 地域文化学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 後藤武秀・梁凌詩ナンシー編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東洋大学アジア文化研究所	5. 総ページ数 85
3. 書名 粵港澳大湾区法制の基礎的研究(1)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

「地域文化としての伝統中国・台湾における一夫一妻多婦制度の意味」地域文化学会会報第30号、2018年。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----